

令和2年3月4日
観音寺信用金庫

「経済対策特別融資」の取扱開始ならびに相談窓口設置について

この度の新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている事業所のみなさまの資金繰り支援にお応えするため、下記経済対策特別融資の取扱を開始いたします。また、あわせて各営業店にお客様の相談窓口を設置しました。なお下記店舗にて休日相談を実施いたします。

今後も、事業所の資金調達の安定化ならびに地域経済の発展に貢献いたしますのでよろしくお願いいたします。

経済対策特別融資

令和2年3月6日現在

取扱開始日	令和2年3月6日
融資対象者	当金庫の営業地区内で事業を1年以上営む法人及び個人事業主で当金庫の会員資格を有し、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業所の方
資金使途	運転資金
融資限度額	5,000万円以内
融資期間	10年以内(据置期間1年以内) 原則として毎月元金均等償還
融資利率	当金庫所定の利率
担保	必要に応じて決定させていただきます。
保証人	必要に応じて決定させていただきます。

《休日相談》

第1回開催日時 令和2年3月15日(日) 9時～15時
開催場所 観音寺信用金庫南支店
住 所 観音寺市坂本町5丁目9-55 電話 0875-25-4302